

新潟市放課後児童健全育成事業監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の3第1項に基づき、新潟市域の放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を行う者が関係法令及び関係通知等に規定される基準を遵守し、事業が適正を行われているか確認するために実施する監査について必要な事項を定める。

(対象事業所)

第2条 監査の対象は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第6条の3第2項に規定される事業の実施を目的とする放課後児童健全育成事業所として届け出を行っている事業所
- (2) 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(監査の種類)

第3条 監査の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 自己検査

対象事業所に対して、各事業所の運営状況について毎年自己検査を実施の上、その結果を文書により報告を求める。

(2) 立入調査

前号の報告について問題があると認められる場合又はその他必要と判断される場合について概ね3年に1回実施するものとし、運営責任者や放課後児童支援員等への聴取を基本とする。

(監査の実施)

第4条 監査の実施に当たっては、対象事業所に対し、監査実施日その他必要な事項をあらかじめ通知する。ただし、不適切な運営が疑われる場合等については、必要に応じて、事前に通知せず立入調査を実施することができる。

2 立入調査の実施に当たっては、対象事業所に対し、関係資料等の提出を求めるものとする。

3 立入調査に際しては、懇切丁寧を旨とし、関係者の理解と協力が得られるよう配慮するものとする。

4 立入調査に際しては、施設長及び関係職員の立ち合いを求めるものとする。

5 立入調査に際しては、監査担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

(監査結果に関する指摘等)

第5条 監査の結果、是正または改善を要する事項については、その内容及び方法を文書により対象事業所の長に対して通知する。

2 前項指摘に対する是正または改善の状況については、期限を付して報告を求めるほか、必要に応じて監査担当職員を派遣し、その状況を確認するものとする。

3 第1項の指摘事項について、是正又は改善の措置が講じられない場合は、必要に応じて、法令等に定める手続きを経て改善を命じる等の措置を採ることができる。

4 指導監査の実施状況については、第2条に規定する対象事業所に対する指摘事項の内容(第1項)及びその改善状況(第2項)を市のホームページに掲載することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は令和2年12月17日から施行する。